

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例）</p> <p>第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するもの（以下この項において「ポータブルタンク」という。）とし、ポータブルタンクについては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。</p>	<p>第十三条（略）</p>
<p>第十三条の三（略）</p>	<p>第十三条の二（略）</p>
<p>第十三条の四（略）</p>	<p>第十三条の三（略）</p>
<p>第十三条の五（略）</p>	<p>第十三条の四（略）</p>
<p>第十三条の六（略）</p>	<p>第十三条の五（略）</p>
<p>第十三条の七（略）</p>	<p>第十三条の六（略）</p>
<p>第十三条の八（略）</p>	<p>第十三条の七（略）</p>

第十三条の九 (略)

第十三条の十 (略)

第十三条の十一 (略)

第十三条の十二 (略)

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項及び次条第一項において「登録等の事務」という。)(の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第二項において同じ。)に記録し、これをもつて調製する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲
- 二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 三 その他必要な事項

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第十三条の八 (略)

第十三条の九 (略)

第十三条の十 (略)

第十三条の十一 (略)

(電子情報処理組織によつて取り扱う事務の範囲等)

第二十二條 令第三十六条の九第一項の規定により厚生労働大臣が電子情報処理組織によつて取り扱うことができる毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(以下「登録等の事務」という。)(は、登録等の事務の全部とする。

2 令第三十六条の九第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲
- 二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 三 その他必要な事項

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第三十六条の八の規定により登録簿のうち同条第一項又は第二項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならぬときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することができる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載（前条第一項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録）をしなければならない。

（権限の委任）

第二十八条 法第二十三条の六第一項及び令第三十六条の十第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号から第六号まで（第六号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。）、「第八号及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。」

一から十五 （略）

別表第五（第十三条の五関係）

（略）

第二十三条 令第三十六条の九第二項の規定により厚生労働大臣又は電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して行う通知は、電子情報処理組織によつて行うものとする。

2 令第三十六条の九第二項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

（権限の委任）

第二十八条 法第二十三条の六第一項及び令第三十六条の十一第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号から第六号まで（第六号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。）、「第八号及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。」

一から十五 （略）

別表第五（第十三条の四関係）

（略）